

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年3月29日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)新川崎B地区南街区共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社中央コーポレーション 愛知県名古屋市中区錦一丁目3番4号 代表取締役社長 社長執行役員 植野晃年
	指定開発行為の名称	(仮称)新川崎B地区南街区共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市幸区鹿島田760-7ほか (区域面積: 9,374㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	主な土地利用計画: 商業施設棟 2,790㎡、共同住宅棟 2,550㎡、駐車場棟 1,940㎡、緑化地 1,172㎡ 主な建築計画(延べ面積): 商業施設棟 11,656㎡、共同住宅棟 31,695㎡、駐車場棟 6,507㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定: 平成19年6月 完了予定: 平成21年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成19年3月29日(木)から 平成19年5月14日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間: 午前8時30分から午後5時まで (横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)
	縦覧場所	川崎市: 幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁(環境局環境評価室) 横浜市: 鶴見区役所及び横浜市役所(環境創造局環境影響評価課)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成19年5月14日(月) (郵送の場合は、平成19年5月14日消印有効) 提出先: 川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm